平成２３年（フ）第２４５号
山形県上山市矢来４丁目14番８号
債務者　吉田　正雄
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５３号
山形県西村山郡大江町大字左沢242番地
債務者　武田三重子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５４号
山形県寒河江市緑町78番地　グリーンハイツ203、前住所山形県西村山郡河北町谷地己52番地
債務者　松田　修平
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３８号
山形県米沢市東大通３丁目10番25号
債務者　行方　克彦
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１号
岐阜県安八郡神戸町神戸1400―10　小林堅一方、住民票上の住所岐阜県郡上市八幡町初納550番地１
債務者　髙瀬千奈津
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第９号
愛知県豊田市足助町本町４番地６、前住所愛知県日進市香久山２丁目701番地　バードヒル香久山105
債務者　大野あゆみ
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５６９号
大分市東浜２丁目１番22号　サンハイツ東浜103
債務者　津野多枝子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１６１号
栃木県佐野市植野町1873番地　泉南マンション501、前住所北海道北斗市追分１丁目17番６号　アヴニールシェル４番館102
債務者　小島　郷史
1　決定年月日時　平成24年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第６８号
北海道標津郡中標津町西13条北10丁目５番地
債務者　志賀　輝彦
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第７２号
北海道野付郡別海町別海131番地の45
債務者　日野由加利
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第７４号
北海道標津郡中標津町東39条北５丁目18番地
債務者　杉本　幸春
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第１０９号
栃木県佐野市石塚町568番地63　市営住宅96―506
債務者　齋藤　陽子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１６３号
栃木県足利市新山町2227番地、従前の住所栃木県足利市朝倉町258番地　グリーンミユキ足利105号
債務者　小柳　利広
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後３時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１７０号
栃木県足利市上渋垂町32番地　美咲コーポ103、住民票上の住所栃木県足利市福居町154番地１
債務者　鈴木　源治
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第５６７号
愛知県豊田市神田町１丁目５番地１　豊田神田町コーポラス501号、旧住所愛知県豊田市美里２丁目31番地18
債務者　松下　博之
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月20日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係